

九州大学未来社会デザイン統括本部規則

令和 3 年度九大規則第 7 1 号
制 定：令和 4 年 3 月 2 9 日
最終改正：令和 5 年 3 月 2 8 日
(令和 4 年度九大規則第 3 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学学則（平成 1 6 年度九大規則第 1 号）第 1 5 条の 7 第 2 項の規定に基づき、未来社会デザイン統括本部（以下「本部」という。）の構成その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本部は、九州大学（以下「本学」という。）の学問の知を結集した総合知により、本学が設定した社会的課題の解決及び当該課題の解決による社会・経済システムの変革に貢献することを目的とする。

(ユニット)

第 3 条 本部に、次に掲げるユニットを置く。

- (1) 脱炭素ユニット
- (2) 医療・健康ユニット
- (3) 環境・食料ユニット
- (4) シンクタンクユニット

2 前項のユニットに、必要な組織を置くことができる。

(本部長)

第 4 条 本部に本部長を置き、総長をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を掌理する。

(副本部長)

第 5 条 本部に副本部長を置き、本部長が指名する理事をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐して本部の業務を処理し、本部長に事故があるときはその業務を代行し、本部長が欠員のときはその職務を行う。

(ユニットリーダー等)

第 6 条 各ユニットにユニットリーダーを置き、本学の理事、副学長及び副理事のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 各ユニットにユニットサブリーダーを置き、本学の副学長、副理事及び教職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(ディレクター等)

第 7 条 本部に、本部の業務に関する事項について助言を求めるため、ディレクター及び未来共創パートナーを置くことができる。

(統括本部会議)

第8条 本部に、あるべき社会のデザイン及び課題解決に向けたプロセスデザインの統括並びに戦略的な人事及び予算配分について審議するため、統括本部会議を置く。

2 統括本部会議の組織、議事の手続その他必要な事項は、本部長が別に定める。

(事務)

第9条 本部に関する事務は、事務局及び関係部局の協力を得て、企画部社会共創課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年度九大規則第33号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。